

## 利 用 上 の 注 意

- 1 統計表の総数は、原則として国立、公立、私立の合計を計上している。  
総数の内訳に国立がない統計表の数値は、総数から公立・私立の数値を差し引いたものが国立の数値となる。  
国立を含まない数値又は公立のみの数値等については、脚注で示している。
- 2 本文及び統計表並びに付表に掲載されている全国、道府県の数値は、文部科学省速報による。
- 3 学校数等の数値には、在籍者のいない学校を含む。  
在籍者のいない学校（以下、休校等という。）の内訳は下表のとおりである。

	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	専修学校	各種学校
公立	3	—	—	11	—	—
私立	—	1	2	30	25	54
計	3	1	2	41	25	54
- 4 比率の算出については、小数点第2位を四捨五入した。このため、構成比率を合計しても100.0にならない場合がある。
- 5 園児・児童及び生徒の年齢は、平成15年4月1日現在の満年齢による。
- 6 表中に用いた符号  
「—」……… 皆無又は該当数字なし  
「0.0」……… 表章単位未満  
「…」……… 不詳  
「△」……… 負数
- 7 用語について  
用語の説明は当該ページに脚注で示したが、使用頻度の高い用語の意味は、次のとおりである。
  - (1) 進学率 進学者／卒業者×100 中学校からの進学者には高等学校等進学者と専修学校（高等課程）進学者がおり、高等学校からの進学者には大学等進学者と専修学校（専門課程）進学者がいる。進学者には就職しながら進学している者を含む。
  - (2) 就職率 就職者／卒業者×100 就職者には進学しながら就職している者及び専修学校、各種学校等へ入学しながら就職している者を含む。
  - (3) 単式学級 同学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (4) 複式学級 2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (5) 75条学級 学校教育法第75条第1項各号に該当する児童・生徒で編成されている学級（特殊学級）
  - (6) 長期欠席者 平成15年3月31日現在の在学者のうち、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。

(7) 帰国子女　海外勤務者等の児童・生徒で、引き続き 1 年を超える期間、海外に滞在し、帰国した者。

本年度は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に帰国した児童・生徒が対象である。

(8) 本務者・兼務者　本務・兼務の区別は原則として辞令面による。辞令面ではつきりしない場合は、俸給を支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とする。(2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業数の多い方を本務とする。)

(9) 専修学校と各種学校

共に学校教育法に基づく教育施設で「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とするものである。

主な相違点は下表のとおりである（専修学校制度は昭和 51 年に制定）。

区分	専修学校	各種学校
修業年限 修業時間	1 年以上とする。	1 年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術芸術等の課程については 3 か月以上 1 年未満とする。
授業時数	1 年間の授業時数が学科ごとに 800 時間以上とする。ただし、夜間学科等は 450 時間以上とする。	1 年以上の課程は、1 年間に 680 時間以上とする。ただし、1 年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
その他	教育を受ける者が常時 40 人以上とする。	

注) 専修学校設置基準、各種学校規程等により抜粋

(10) 専修学校の課程

- ① 高等課程　中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程
- ② 専門課程　高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程
- ③ 一般課程　特に入学資格を定めない課程

8 この報告書の数値は、後日文部科学省が公表する数値と異なることがある。